行　政　視　察　報　告　書

視　察　名	会派「みんなの未来」行政視察
視察日時	平成３０年６月２９日（金）　午前１０時００分～１１時３０分
視　察　先	愛知県　豊橋市
視察項目	ア　豊橋市公契約条例について

1　活動内容

公契約条例制定について西日本では数少なく、愛知県では唯一の制定自治体であることから、条例制定の背景及び策定経過について、条例の内容について、労働報酬下限額決定の方法について、公契約審議会について、並びに条例制定の効果について、①違反事業者等に対する調査及び是正措置の状況、②条例制定前後における特定公契約の額及び特定公契約に係る賃金の変化、③条例制定を受けての事業者及び労働者の声、④条例制定による契約事務量の変化等について調査を実施した。

２、調査項目

上記「視察項目」及び「活動内容」に記載のとおり

3　調査結果

1）実施日　　上記記載の「視察日時」のとおり

2）出席者　　5名　吉村幸代、田口輝子、小林あや、小林弘明、宮下正夫

3）内　容

■条例制定の背景及び策定経過について

①　豊橋市では長引く不況と財政状況の悪化により平成10年度をピークに公共投資が減少し、業者間の競争激化や低価格入札が発生した。（H28入札で80%未満入札18%）

②　このような状況から、ダンピング受注、下請け業者・労働者へのしわ寄せ、労働意欲・事業の品質低下、人材の確保や育成が困難、事業継続や地域経済の健全な発展の阻害等と言った問題が懸念された。

③　このため市としては、市が発注する事業については労働者の適正な労働環境の確保を図ること、加えて市議会から国に公契約基本法の制定を求める意見書が提出されたこ

と等から、公契約条例制定についての検討が始められた。

④　平成24年9月定例会において、議員の質問に市長が次のような答弁を行ったことが大きな出発点となった。「公契約における労働者の労働環境を守り、公共サービスの質の確保を図ることが、ひいては市民の利益につながるという本市の考え方や姿勢を明確に示すとともに、国に法整備の必要性を強く促すためにも、課題を一定整理し、多くのご意見をお聞きする中で公契約に関する基本条例等の制定に向け前向きに検討を進めて参りたいと考えている。」

■条例の内容について

①　豊橋市の公契約条例は、平成27年12月定例会において条例制定がなされ、施行から2年余りが経過しているとのことであり、豊橋市の公契約条例は、全部で15条からなっている。

②　第1条ではこの公契約条例の目的が記され、第4条では市の責務が、第5条では事業者の責務が明記され、第6条では特定公契約においては、事業者が労働者に対し、市長が定める額、これを「労働報酬下限額」と呼びますが、この労働報酬下限額以上の賃金を支払わなければならないことが定められている。

③　第7条では特定公契約において、賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための帳票、これを「労働環境確認書」と呼んでいるが、市はこれを受注者に配布し、その活用及び提出を求め、市長はこれを閲覧に供するものとされている。

④　第8条では、受注者は、労働者の範囲や労働報酬下限額等について、特定公契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所にこれを掲示するか、又は書面で労働者に交付することにより周知しなければならないとされている。

⑤　第9条では労働者に労働報酬下限額を下回って賃金が支払われた場合、労働者から申出ができることとされている。

⑥　第10条では、労働者が申出たことを理由に不利益な取り扱いをしてはならないことが明記されている。

⑦　第11条では、労働者から申し出があった場合、市長等は必要な立ち入り調査ができることとなっている。

⑧　第12条では、事業者が条例に違反していることが判明した場合、市長は事業者に対し指導及び必要な是正措置を講ずることができるものとされている。

■労働報酬下限額決定の方法について

①　工事請負契約の場合、愛知県の設計労務単価を用い、この労務単価の 75%で設定したとのことでした。そして施行から 2 年が経過した本年度は、労務単価の 77%で設定しているとのことで、この労働報酬下限額の決定については、公契約条例第 13 条の公契約審議会、委員は 6 名で構成されていますが、この公契約審議会の答申に基づき市長が定めることとされている。

②　業務委託及び指定管理協定の労働者 1 時間当たりの賃金は、愛知県の地域別最低賃金に 15 円を上乗せして設定されている。本年度は 1 時間当たり 886 円と定めているとのことであった。

■公契約審議会について

①　労働報酬下限額の設定、公契約の実施状況、条例に係る重要事項について市長の諮問に応じて調査審議、結果を市長に答申する。また、公契約に関する施策及び必要な事項について市長に意見することとなっている。

②　審議会委員は、事業者及び労働者の代表者並びに学識経験者その他市長が必要と認める者の 6 人で構成する。

③　委員の任期は 2 年とされている

■「特定公契約」について

①　豊橋市の特定公契約は、工事請負契約の場合、予定価格が 1 億 5000 万円以上の案件

②　業務委託契約及び指定管理協定については、予定価格が 1000 万円以上の案件

③　昨年度、豊橋市では年間 4 百から 5 百件の公契約案件中、特定公契約は全体の約 5%に相当する 20 件から 25 件程度であった。

■条例制定の効果について

◆違反事業者等に対する調査及び是正措置の状況

公契約条例の施行から 2 年余りが経過するが、これまでに条例に基づく是正措置は 1 件も生じていない。

◆条例制定前後における特定公契約の額及び特定公契約に係る賃金の変化

①　工事請負契約の場合、労働報酬下限額を愛知県の設計労務単価の 75%に設定した理

由について聞いたところ、既に公契約条例を施行している関東方面の多くの自治体では、国や都、県の設計労務単価の80%から90%で設定されているが、豊橋市では中小零細企業が多く、市域の労働者賃金を調査したところ設計労務単価と比較し平均で75%程度であったこと、また愛知県で最初の公契約条例の施行であることを踏まえ、事業者にとって無理のない形で設定したとの説明がなされた。

② 業務委託及び指定管理協定の場合、下限額886円の設定については、愛知県の地域別最低賃金1時間当たり単価871円に15円を上乗せして決定されているが、これも実態調査をおこなったところ一番高いところで最低賃金プラス112円、一番低いところで最低賃金プラス15円であったことから、中小零細企業が多い実態を考慮し、愛知県の地域別最低賃金プラス15円と設定したとのことでした。最低賃金はこのところ年々引き上げられる傾向にあり、労働報酬下限額もそれにスライドして引き上げる仕組みになっているとのことでした。

◆条例制定を受けての事業者及び労働者の声

① 公契約条例の制定前と制定後の比較で、変わったことはあったかとの質問に対し、品質が向上したとか、労働者の待遇が上がったと言った話しや、目に見えるものは今のところないとのことであった。

② 工事担当職員が現場へ出向いた際に、アンケートを実施したり、それなりに職人さん達に賃金等について聞いてみると、労働報酬下限額以上はもらっているとの返事が返ってくることや、特定公契約の仕事では労働報酬下限額が定められているため、それ以上の賃金は保証されていると言った安心感があるとのことであった。

◆条例制定による契約事務量の変化等について

① 公契約条例制定によって、契約や現場管理を担当する市職員への業務量の負担増はどの程度あったのか聞いてみたところ、条例が施行されて以降、公契約条例第7条でいう労働環境確認書の提出がなされ、第8条から第12条までの定めが履行されていれば特に市職員の業務量が増えることはなく、この2年間余り以前と殆ど変わらないとのことであった。

4 所感

公契約条例の制定は、市が契約する公共工事や公共サービス事業において、建設労働者や技能労働者をはじめ、業務委託や指定管理者制度による業務従事者に支払われる賃金が、一定水準以上の金額の保障を通じて、公共工事や公共サービスの質の向上や地域経済、地域社

会の活性化に寄与することは勿論のこと、建設業をはじめ各種業界における後継者問題や労働者不足の解消、技術・技能の継承と言った今日的な課題解決に大きな効果をもたらすものと考えられる。このため国における公契約法の制定と地方公共団体における公契約条例の制定は、今日の格差社会が言われる中において無くてはならないものであると考えられることから今後、市におかれては先進地事例等を調査・研究され、公契約条例制定に向けて前向きに、取り組まれることを切に要望し、会派先進地視察の所感とします。

5　政務活動費

（1）　使途項目　　調査旅費

（2）　支出額　　　423,624円（詳細は別紙に記載）

平成３０年７月１０日

松本市議会議長　上條　俊道　様

会派「みんなの未来」　宮下　正夫